

特許庁委託事業
模倣対策マニュアル

香港編

2014年3月



JETRO

第3節 意匠権の取得

序

登録意匠とは、工業的方法により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴を対象とする。織物や壁紙に現れるもののような二次元意匠も、完成物品において視覚に訴え、かつ、視覚で判断できるという条件で、登録することができる。

デザイン登録の準拠法は、登録意匠条例（Cap. 522）（以下、「意匠条例」）および登録意匠規則（Cap. 522A）（以下、「意匠規則」）である。登録意匠の権利者は、他人が無断で製造、輸入、使用、販売又は賃貸借することにより自己の意匠を使用することを阻止する権利を有する。したがって、登録意匠権は、所有権者にとって、そのマーケットシェアを保護する一助となる。同権利はまた、実施許諾又は有償譲渡することができる。香港は未登録意匠を対象とする特定の体制を有していない。よって、あらゆる登録可能な意匠について登録意匠保護を確保することが必須である、さもなくば、違法コピーに対して最小限の保護しか残らないことになる。上記の理由すべてから、登録意匠保護は、一企業又は一事業が登録可能な意匠要素を化体する商品を扱っている場合には必ず検討すべきである。

1 香港におけるヘーグ協定の実施状況

ヘーグ協定は、意匠の国際登録制度を規定している。香港はヘーグ協定に加盟していない。したがって、登録意匠保護出願は、香港において直接行わなければならない。

2 統計：意匠出願・登録¹³³

表 1 – 香港における意匠出願件数：2008年～2012年

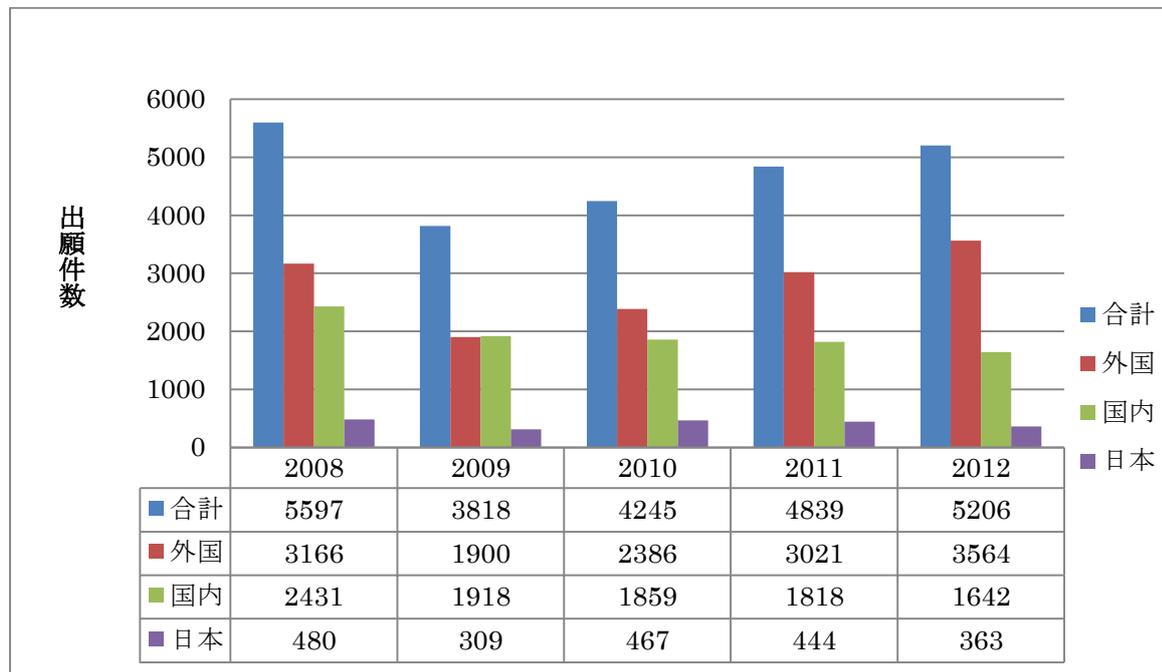
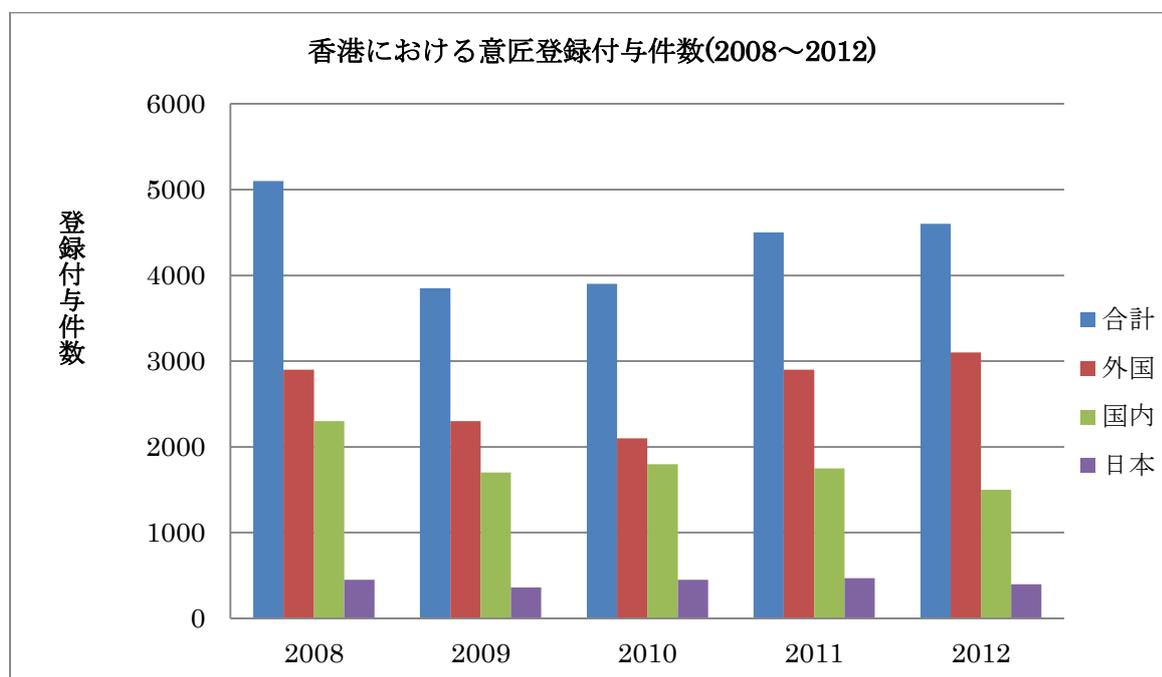
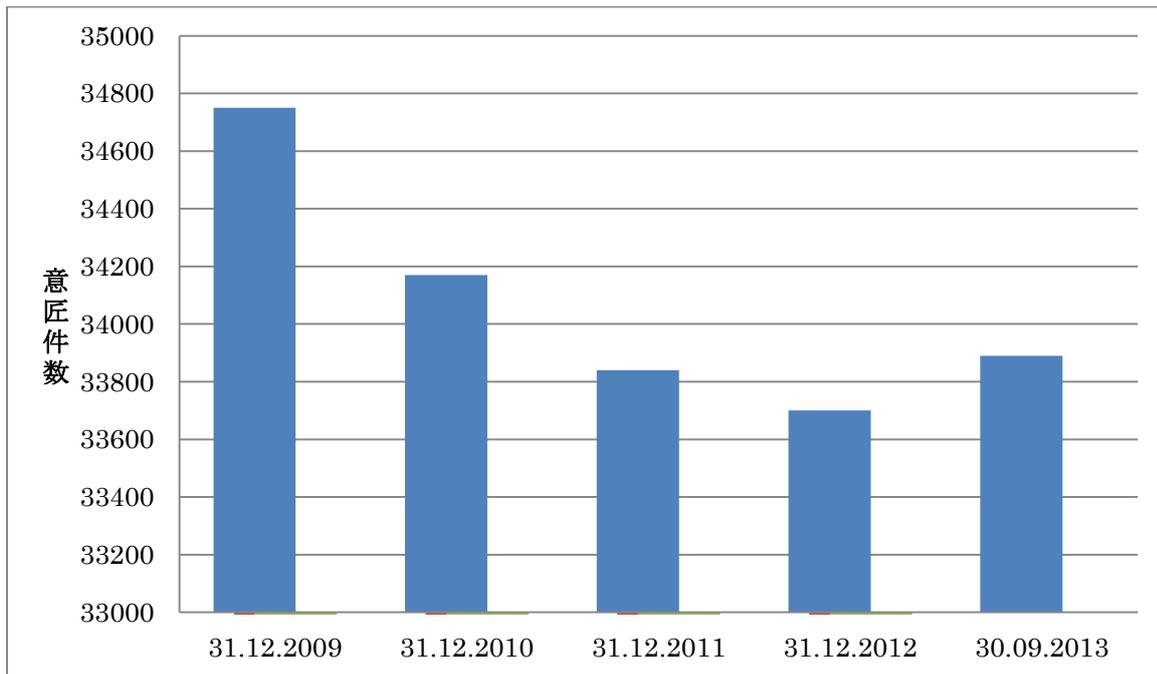


表 2 – 香港における意匠登録付与件数：2008年～2012年



¹³³以下の特許統計は香港知的財産局の「IP 統計」（同局ウェブサイトで開催可能）からの抜粋である。

表 3 – 香港における有効意匠登録件数：2009 年～2013 年



3 所有権

意匠の所有者は、例外はあるものの自動的に、創作者とみなされる。¹³⁴ 意匠が有償委託されて創作される場合、意匠を委託する者は、別段の合意のない限り、意匠の原所有者として扱われる。意匠が従業者によって職務の過程で創作される場合、当該意匠は使用者の所有となる。意匠は、単独の所有あるいは共有ということもできる。意匠を共有する場合、それぞれが当該意匠につき不可分の等しい持分が与えられるものとする。¹³⁵

4 登録要件

意匠の登録要件は以下の通り：

- 新規性。つまり、登録出願日に、当該意匠は、香港若しくは世界のいずれかで登録若しくは公開されている意匠と同一であってはならない、又はかかる意匠との相違点と同業において通常使用されている変形として重要ではない細部若しくは特徴にとどまってはならない、¹³⁶ 並びに
- 視覚に訴え、かつ、視覚で判断できる外観を有する。¹³⁷

¹³⁴ 意匠条例 3 条 3 項および 4 項

¹³⁵ 意匠条例 33 条

¹³⁶ 意匠条例 5 条

¹³⁷ 意匠条例 2 条

5 登録制限

以下は意匠として登録を受けることができない¹³⁸

- 構造についての方法又は原理
- 物品の形状又は輪郭の特徴で、当該物品が果たす機能のみによって決定づけられるもの、又は当該物品が創作者の意図により別の物品の不可分の一体を形成するもので、別の物品の外観に依存しているもの
- 外観が重要ではない物品、即ち、物品を取得又は使用する者によって美的観点が重視されず、意匠が物品に適用されたとしても美的観点が考慮されないようなもの¹³⁹
- その公表又は使用が公序良俗に反するような意匠¹⁴⁰
- コンピュータ・プログラムおよび保護された回路配置¹⁴¹
- 彫刻（工業的方法によって増産される模型若しくは模様として使用される若しくは使用を意図される鋳型又は模型以外）、壁額、メダル類、および主として文学的又は美術的特徴をもつ印刷物（例：本のカバー、カレンダー、免状、クーポン、洋裁パターン、グリーティングカード、ラベル、リーフレット、地図、平面図、トランプ、葉書、スタンプ、取引広告、ビジネス書式および名刺、写し絵および類似する物品）の意匠¹⁴²

意匠出願の実体審査はないが、登録官は、出願が方式要件を満たしていない場合又は明らかに意匠に新規性がない若しくは他の理由で登録性がない場合には審査後出願を拒絶できる権限を有する。但し、出願人には不備を訂正する機会が与えられるものとする。¹⁴³

6 美術的著作物に対する登録意匠と著作権保護の重複

独創的な美術的著作物は著作権保護を受け、著作権者に特に美術的著作物の排他的複製権を認める。著作権は、著作物を複製されることから保護する一方、意匠登録は、たとえ独立した創作の結果として起こるとしても登録意匠を有する物品を生産又は販売から保護する。

対応する意匠を有する美術的著作物は、意匠として登録することができ、先行使用の内容が当該意匠が工業的に適用されている物品の販売、賃貸又は販売若しくは賃貸用の申出若しくは展示ではないことを条件として、新規性要件を克服できる。「工業的に適用」されている意匠とは、50 個以上の別個の物品に適用される意匠、あるいは長さ若しくは個数で製造され手作りではない物品に適用されている意匠と定義される。¹⁴⁴

美術的著作物は、著作者の死後 50 年間保護される。但し、この期間は、対応する意匠がある場合には短縮される。

¹³⁸ 同上

¹³⁹ 意匠条例 6 条

¹⁴⁰ 意匠条例 7 条

¹⁴¹ 意匠条例 8 条

¹⁴² 意匠規則 4 条

¹⁴³ 意匠条例 26 条および意匠規則 23 条

¹⁴⁴ 意匠規則 5 条

美術的著作物が工業的方法によって当該著作物の複製品を製作することにより実施され、これらの物品が香港又は他所において市場で売買されていて、かつ対応する意匠が登録されている場合には、当該著作物の著作権保護は、登録対応意匠を組み入れた物品の市場投入日から 25 年間となる。同期間の満了後、著作権の侵害は起こらない。¹⁴⁵

登録性の有無に関係なく、美術的著作物に対応する意匠が登録されていない場合、保護期間は意匠を組み入れた物品が最初に市場に投入された日から 15 年間である。同期間の満了後、著作権の侵害は起こらない。¹⁴⁶

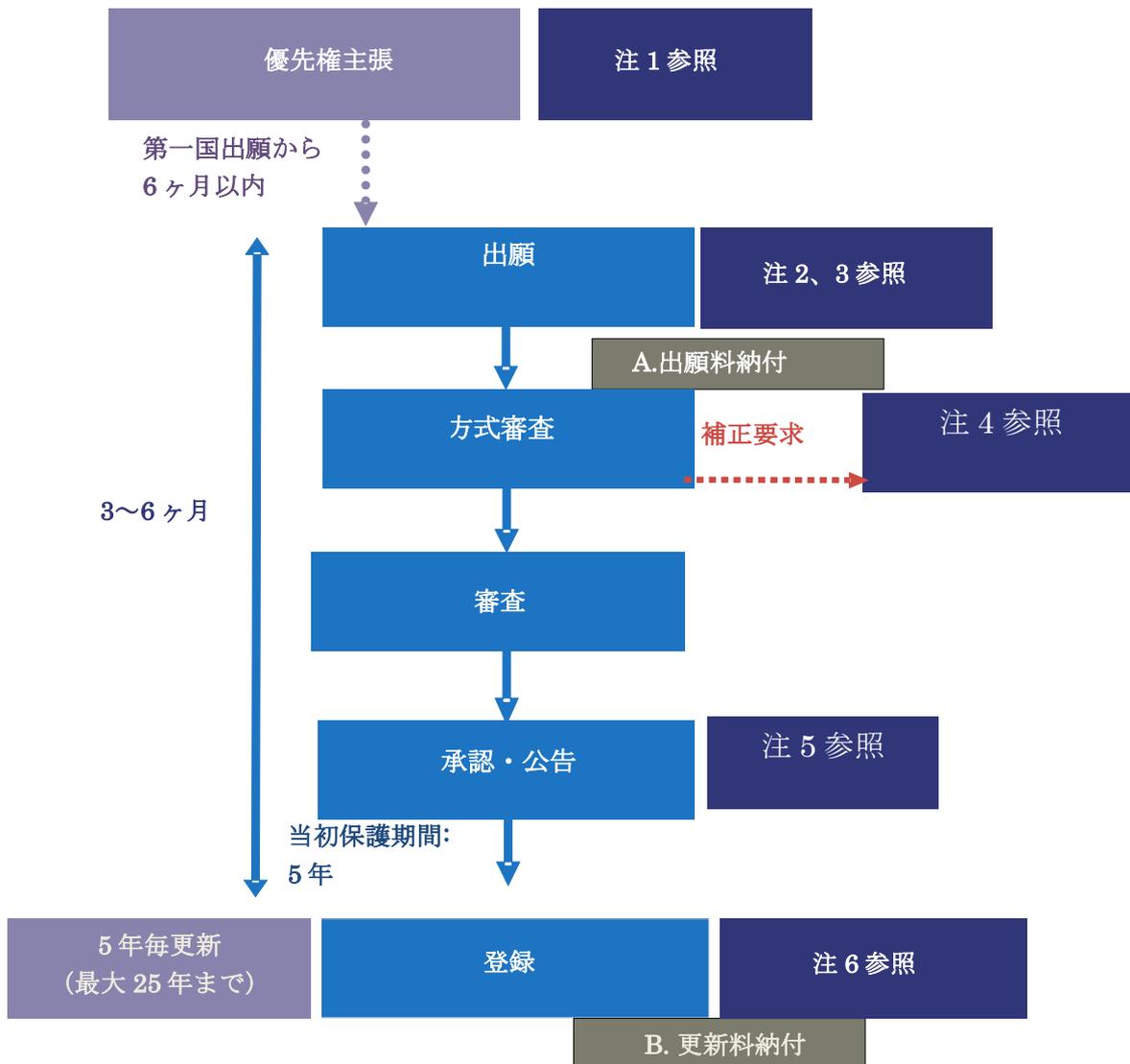
さらに、美術的著作物は著作権の保護も受ける場合で意匠登録出願の前から使用されていた場合には、その意匠登録は著作権保護が満了する期間を超えて延長されない。¹⁴⁷

¹⁴⁵ 著作権法 (Cap. 528) 86-87 条

¹⁴⁶ 同上

¹⁴⁷ 意匠条例 29 条

7 出願手続



料金体系	現行手数料 (香港ドル HK \$)
A. 出願料	<p>「組物」ではない場合 意匠が適応される各物品の単一意匠につき \$785 同一区分の物品に係る 2 以上の意匠につき \$785、意匠のいずれかを適用するその他の物品毎に \$590</p> <p>「組物」の場合 1 意匠につき \$1,570 同一区分の物品に係る 2 以上の意匠につき \$1,570、その他の意匠毎に \$1,180</p> <p>公示につき \$155</p>
B. 更新	<p>1 回目の 5 年間延長 \$1,230 2 回目の 5 年間延長 \$1,860 3 回目の 5 年間延長 \$2,740 4 回目の 5 年間延長 \$4,170</p>

「組物」とは、通常共に販売され又は共に使用されることを意図した同じ一般的特性を有する 2 以上の物品であって、その各々について同一の意匠、又は当該意匠の内容を変更しない程度の若しくは同一性に影響を与えない程度の補正又は変更を加えた同一の意匠が適用されるものをいう。¹⁴⁸

注 1 — 優先権主張

- パリ条約に基づき優先権が主張される場合、意匠出願は、第一国出願から 6 か月以内に行うこと。優先権は出願時に主張されなければならない。¹⁴⁹

優先権主張時に、提出が必要な文書は以下の通り:

- 主張する優先権の陳述と先出願の写し¹⁵⁰
- 出願時又は出願後 3 ヶ月以内に、先出願国/領域、出願日、出願番号および対象意匠と物品の表示を証明する当該パリ条約加盟国の所管庁が交付した証明書の写し。¹⁵¹

注 2 — 出願前開示

- 出願前開示によって、出願は無効にはならない場合:
 - 開示を受けた他人が当該意匠を使用又は公開することが悪意とみなされるような事情において、意匠の所有者が他人に意匠を開示した場合
 - 意匠の所有者以外の者が信義則に違反してそれを開示する場合
 - 意匠を付した商品の最初かつ秘密の発注を受けた場合、又は

¹⁴⁸ 意匠条例 2 条

¹⁴⁹ 意匠条例 15 条

¹⁵⁰ 意匠条例 16 および意匠規則 6 および 11 条

¹⁵¹ 意匠規則 11 条

○ 当該意匠の長所を検討するための政府省庁との連絡¹⁵²

● 出願が無効にならない場合:

- 公式の国際展示会において権利者の承諾を得て当該意匠の表示若しくは物品が展示される、又は
- 展示会后、意匠の所有者以外の者によって、承諾なく、展示されている、又は
- かかる展示の結果、当該意匠表示が公開されている

但し、登録出願は、展示会開会后 6 ヶ月以内に行うことを条件とする。¹⁵³

注 3 — 出願

● 出願は、以下を添えて、意匠登録所 (24/F Wu Chung House, 213 Queens Road East, Wanchai, Hong Kong) に手交または郵送により提出する:¹⁵⁴

- 複製に適した意匠の表示
- 出願人の氏名および住所、出願人が意匠の創作者でない場合には、当該意匠に対する権利を説明する陳述。
- 香港内の送達住所
- 英語と中国語の両方による意匠を適用する物品を特定する陳述¹⁵⁵
- ロカルノ協定を用いて意匠を適用する物品の分類を特定する陳述¹⁵⁶
- 英語と中国語の両方による新規性の陳述¹⁵⁷
- 必要に応じて信頼に基づく開示に関する陳述および出願人が依拠する条項を特定し、そこに当該日を明記した開示の事情を記載する¹⁵⁸。
- ローマ字又は漢字ではない場合には、出願人の氏名の音訳¹⁵⁹。
- 紋章、記章、勲章、綬、エンブレム又は国家、市、町、場所、協会、法人、機関の旗又は個人の氏名若しくは肖像の複製がある場合には、出願には関係者の正式な承諾を得ている証拠を提示しなければならない。¹⁶⁰

¹⁵² 意匠条例 9 条 1 項

¹⁵³ 意匠条例 9 条 2 項

¹⁵⁴ 意匠条例 12 条

¹⁵⁵ 意匠規則 6 条 3 項 a 号

¹⁵⁶ 意匠規則 6 条 3 項 a 号および b 号

¹⁵⁷ 意匠規則 6 条 3 項 c 号および 8 号

¹⁵⁸ 意匠規則 6 条 d 号および 9 号

¹⁵⁹ 意匠規則 6 条 3 項 e 号

¹⁶⁰ 意匠規則 12 条および 13 条

- 出願は書式 D1 (Form D1) で行う。出願時に出願料と公示料を納付すること。¹⁶¹ 書式 D1 と手数料一覧表は、http://www.ipd.gov.hk/eng/forms_fees/patents.htm から入手できる。

分類

香港は、ロカルノ分類として知られる 32 区分から成る国際意匠分類を用いている。¹⁶² 出願を行う際には、当該意匠を登録する区分を選択しなければならない。

注 4 — 方式審査

- 方式要件を満たしていることを確認する出願審査がある。不備がある場合には、出願人に通知し、出願人は指定された期間内に出願を補正する。¹⁶³
 - 不備が補正されない場合、出願は放棄されたものとみなされる。
 - 意匠出願の実体審査はないが、登録官は、出願が方式要件を満たしていない場合又は明らかに意匠に新規性がない若しくは他の理由で登録性がない場合には審査後出願を拒絶できる権限を有する。但し、出願人には不備を補正する機会が与えられるものとする。¹⁶⁴

注 5 — 承認・公告

- 方式要件が満たされている場合、登録官は登録を認める。登録官は、登録原簿に意匠の詳細を記録し、登録証を交付し、官報 Intellectual Property Journal に登録の事実と表示を公示する。¹⁶⁵

注 6 — 更新

- 意匠は、当初の保護期間として出願日から始まる 5 年間、最大 25 年間保護される。¹⁶⁶
- 登録所は、満了の 1 ヶ月前までに登録満了の通知を送付する。¹⁶⁷
- 権利者は、満了前に書式 D11 (Form D11) を提出し、所定の更新料を支払うことにより登録を更新できる。
書式 D11 および手数料一覧表は http://www.ipd.gov.hk/eng/forms_fees/patents.htm から入手できる。
- 更新料が納付されない場合、当該意匠は失効する。但し、失効後 6 か月の猶予期間中に、追加手数料を納付すれば登録を更新でき、意匠登録は失効がなかったように扱われる。¹⁶⁸
- 権利者が更新手続きをしなかった場合、登録官は、官報 Intellectual Property Journal に更新手続きがなされなかったことを公告する。¹⁶⁹

¹⁶¹ 意匠条例 12 条 5 項

¹⁶² 意匠規則 24 条

¹⁶³ 意匠条例 24 条および意匠規則 22 条

¹⁶⁴ 意匠条例 26 条および意匠規則 23 条

¹⁶⁵ 意匠条例 25 条

¹⁶⁶ 意匠条例 28 条

¹⁶⁷ 意匠規則 28 条

¹⁶⁸ 意匠条例 28 条 5 項

¹⁶⁹ 意匠規則 30 条

8 取消

登録官への付託 (Reference)

何人も、意匠が登録された後、当該意匠の登録性について、登録官に付託することができる。かかる付託請求は書式 D6 (Form D6) で行う。何人もかかる付託事項に異議を申し出ることができる。登録官は、付託事項を判断するか又は裁判所に判断を付託しなければならない。登録官または裁判所が、当該意匠が登録できないものと認定する場合、当該登録は取り消される。

170

裁判所への取消請求

裁判所は、以下を根拠とする意匠取消請求を審理する権限を有している：

- 当該意匠には新規性がなかったか又は他の理由で登録性がなかった¹⁷¹。又は
- 登録原簿に当該意匠の権利者として名前が挙げられている者は権利者としての登録適格を有していない。

裁判所への付託

裁判所に下記の事項を付託することができる：

- 当該意匠の真正な所有者は誰か
- 当該意匠は当該意匠の所有者の氏名で登録されているかどうか、又は
- 何らかの権利が移転又は許諾されるべきかどうか

裁判所は以下の権限がある：

- 付託を行なう者の氏名を所有者名とすべきことを指示する
- 取引、法律文書若しくは事象の登録を指示する
- ライセンス若しくは権利を付与する、又は
- 命令の規定を実行するために必要な措置を講じるよう人に指示する¹⁷²

但し、登録所有者が登録又は移転時に自己が権利者としての登録適格を有していないことを知らなかった場合を除き、意匠に係る権利の移転命令は、裁判所への付託が登録日から 2 年以上経過している場合には行われ¹⁷³ない。

¹⁷⁰ 意匠条例 44 条

¹⁷¹ 意匠法 45 条

¹⁷² 意匠法 41 条

¹⁷³ 衣装条例 41 条 1 項

付託を行う者は、また、意匠登録の取消を請求することができる。但し、かかる命令は、裁判所への付託が当該意匠の登録日から2年以上経過している場合には行われない。¹⁷⁴

意匠が取消された場合、あたかも登録の事実がなかったものとして扱われる。¹⁷⁵

9 出願の補正

登録官は、出願人からの書式 D2 (Form D2) の提出と所定手数料の納付を受けて、意匠登録出願を補正する場合がある。但し、当初の出願において開示されなかった事項を包含することにより出願範囲が拡大するような場合には、出願の補正は認められない。¹⁷⁶

10 登録の変更

登録後に意匠を変更することはできない。
但し、利害関係者が出願を補正させることができる旨の規定がある。

- 翻訳又は反訳の誤り
- 意匠登録出願またはかかる出願と関連して提出された文書の誤記又は錯誤
- 意匠の表示、又は
- 登録意匠に関連して提出された文書¹⁷⁷

出願は書式 D2 (Form D2) で行なう。変更請求は公示され、何人も公示日から2ヶ月以内に異議を申し出ることができる。¹⁷⁸ 異議申立は書式 D9 (Form D9) で行ない、異議の根拠と依拠する事実を添付する。異議申立日から3ヶ月以内に、請求者は書式 D9 (Form D9) で答弁書を提出することができる。登録官は、適切と判断する指示を行なう。¹⁷⁹

11 意匠登録確保に関する著名主要判例

***Bang & Olufsen A/S v Tok Hok Chung* [2007] 1 HKLRD 85**

原告は音楽システムについての意匠を登録し、被告がその登録意匠を侵害したと訴えた。

裁判所は、意匠登録に係る物品を「DVD 又は VCD 又は CD ディスクを挿入できる一卵形プレーヤー又はコントロールユニット（以下、コントロールユニット）とし、同ユニットのカバ

¹⁷⁴ 意匠法 46 条

¹⁷⁵ 意匠法 47 条

¹⁷⁶ 意匠条例 21 条

¹⁷⁷ 意匠条例 76 条

¹⁷⁸ 意匠規則 62 条

¹⁷⁹ 意匠規則 62 条

一は卵形の上側にあり、2つの部分に分かれる。カバーはスライドして開き、ディスク駆動軸又はターンテーブルが現れ、その上にディスクを置く。また、透明のプラスチック製カバーがあり、それがせり上がると、ディスクの上にセットされ、再生可能となる」として記述した。

同物品の販売パンフレットは、それが「コントロールユニットと別個のパネルに分かれ、1本のケーブルが二つを連結している」と表示した。被告は、当該意匠は、販売されている物品の部分のみの意匠であるから、有効ではないと反論した。

この事案は、一意匠が公衆に販売されている物品の全体を網羅する必要のないことを示した。重要なことは、登録を見て登録に示されている意匠が模倣されているかどうかを確認することである。

裁判所は、当該物品が意匠の定義に該当するか否かを判断するためには登録出願において明細書に言及されていなければならないと判示した。裁判所は、意匠がコントロールユニットのみに係るもので、それは一製品であって、一物品の部分ではないと判断した。被告の無効主張は退けられた。

***Elster Metering v Billions Ltd* [2007] 2 HKLRD 319**

原告は、英国において水量計を製造し、香港を含む様々な国で販売していた。被告は2つの登録意匠を所有していた。第一の意匠は、中国語と英語で“East Ocean”という単語を含むロゴを上部に付した水量計に係るものであった。第二の意匠は当該水量計の内部測水室の構成部品に係るものであった。原告は、それらが意匠にあたらぬこと、それらが新規でないこと、並びに水量計と内部測水室の外観が購入時の重大な考慮事項ではないことを根拠に、当該意匠の登録原簿からの抹消を求めた。

裁判所は、以下に基づき、登録を取り消した:

- それらは意匠ではない。水量計の表示は単に水量計の二次元設計を示しているだけである。裁判所は、水量計の側面および背面は（意匠に）関連性があり、また水量計の形状を確認できるよう外から見えるようにすべきであったと判断した。内部構成部分は機能から必然的に要求される特徴とみなされ、目に見えず、したがって当該物品を購入するか否かという購買者の判断に影響しない。
- 裁判所はまた、第一の意匠が他所で公開されている意匠であるため新規ではない、それは多かれ少なかれ原告の水量計と同じに見えることと認定した。第二の意匠は、原告の水量計の対応する構成部品とほぼ同一に見えることから、取り消された。
- 裁判所は、外観が重要であるかどうかを検討し、もし第一の意匠が（登録することを）認められるとすれば、購入に際しては美感が関連するであろうと認定した。第二の意匠に関しては、目に見えず、したがって視角には訴えない。それ自体、意匠としては登録できない。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル香港編

[著者]

Bird & Bird

Matthew Laight

David Allison

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2014 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。